

情報通信審議会地上デジタル放送推進に関する検討委員会（第44回）議事要旨

---

1. 日時 平成21年3月17日（火）17時30分～19時00分

2. 場所 総務省8階第一特別会議室

3. 出席者

(1) 委員（専門委員・WG座長を含む）

村井主査、竹中委員、浅野専門委員、石橋専門委員、稲葉専門委員、岩浪専門委員、大内専門委員、加藤専門委員、河村専門委員、桐田専門委員、久保田専門委員、坂本専門委員、関専門委員、田胡専門委員、土屋専門委員、中村専門委員、長田専門委員、福田専門委員、前川専門委員、松岡専門委員、大山WG座長

(2) オブザーバ

社団法人日本CATV技術協会 副理事長 浅見洋様

同上 専務理事 嶋田喜一郎様

(2) 総務省

山川情報流通行政局長、久保田官房審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、平口地域放送課長、坂本デジタル放送受信推進室長、玉田デジタル放送受信者支援室長、吉田地上放送課長、三田地上放送課企画官、武居放送政策課企画官

4. 議事要旨

(1) 大山WG座長から資料1「受信機器購入等支援の具体的方法について」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【大山WG座長】

○ 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループでの検討結果を集約した最終報告が取りまとまったので、本日報告させていただく。

○ 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループについては、アナログ放送の終了、デジタル放送への完全移行に向けた各種施策の具体的な実施方法について、専門的な見地から検討を行うために、本委員会の委嘱を受けて、昨年9月25日に設置されたものである。このワーキンググループでは、当面、経済的に困窮度の高い世帯がアナログ放送終了後も、地上でテレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法について検討を行うことが求められていた。当ワーキンググループでは、これまで計5回にわたり検討を行っており、昨年12月に1度、中間報告の形で検討状況の報告をしたが、その後、支援対象となる世帯が、当初の生活保護受給世帯から、NHK受信料全額免除世帯に拡大したという点などを踏まえ、さらに検討を重ねてきた。その結果、先月27日の会合で、ワーキンググループとしての一応の結論が得られたので、本日報告させていただくことになった次第である。

資料1-1は最終報告の本文、1-2が概要版、1-3が変更点、資料1-4-1は本件の申込書のイメージ(案)、資料1-4-2は記入要領のイメージ(案)である。最後に資料5として関連資料を用意している。今回の説明は資料1-2の概要版を使用し、特にポイントとなる点や、中間報告から変更になった点を中心に説明させていただく。

○ 概要版の資料1-2、2ページ、「検討にあたっての基本的な考え方」について、ワーキンググループでの検討に当たり、情報通信審議会の第5次答申で示された提言、その後さまざまなご意見等を踏まえ、政府予算案として形になった枠組みを、このワーキンググループの検討の前提としていたこと、そして、その具体的な内容を言及している。

支援の具体的な対象としては、政府予算案の段階で中間報告時点の生活保護受給世帯から、NHK受信料全額免除世帯、すなわち生活保護受給世帯を含めた公的扶助の受給世帯、市町村民税非課税の障害者の世帯、そして、社会福祉事業施設入所者に広がっている。なお、支援対象となるNHK受信料全額免除世帯ではあっても、自ら地上デジタル放送に対応しているテレビを購入する等により、既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯は、支援の対象外であることは引き続き要件とされております。

○ 「支援内容」については、中間報告段階から変わっていない。具体的には、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器、すなわち、簡易なチューナーを支援対象世帯に1台ずつ無償で給付するということである。また、アンテナについては、戸建住宅で改修が必要不可欠な世帯に対しては、室内アンテナの無償給付又は屋外アンテナ等の無償改修を、共同受信施設を利用している場合は、当

該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付することなどとなっている。

○ 「支援方法」については、申込みに応じて支援を実施する申込主義である点、現物給付を原則とする点、これらについては中間報告段階から変わっていない。「実施時期」については、中間報告段階では平成21年度、22年度の2年度の間となっていたが、平成21年度から平成23年度までの3年度の間に変更になっている。駆け込み需要やアナログ放送停波後に見られなくなって気づく方もいるのではとの意見もあり、23年度までの3年、行うこととしている。ワーキンググループでは、これらの前提を踏まえて、より具体的な支援の実施方法についての議論を行っている。

○ 3ページの「支援の対象」については、NHKの放送受信料が全額免除となる世帯、すなわち公的扶助受給世帯、それから市町村民税非課税の障害者の世帯、社会福祉事業施設入所者であることを確認するとともに、支援期間は平成21年度から平成23年度のアナログ停波までに加えて、停波後も一定期間、例えば1カ月程度は申込みの受付を続けるべきであること、支援は申込時に、NHK受信料全額免除である世帯を対象とすることを提言している。

○ 4ページ、5ページの「資格の確認、個人情報の保護」について、今回の支援対象がNHK受信料全額免除世帯であることから、その資格審査はNHKが行うこと、また、支援に当たっては、特にプライバシーに配慮する必要があることから、個人情報保護のために必要な措置を求めることを提言している。具体的には、実際の支援業務を行う支援実施法人には、その管理体制や部内規定の整備をはじめとする個人情報保護にかかわる適切な対応を義務付けることである。支援に際しては、委託等により工事事業者等に必要な情報を提供する場合であっても、その提供について、申込者本人からの承諾を事前に得る必要があること、個人情報保護の取組が支援開始から終了までの期間、継続的に行われることを行政としても確認していくこと。さらに制度面だけでなく、支援実施世帯の生活環境にも配慮を検討するのが望ましいことを提言している。

○ 6ページ、7ページは、支援対象世帯に対する情報提供の方法、申込者からの申込書の提出方法について提言している。本支援は、申込者からの申込みを受けて行う支援であることから、対象世帯に対しては情報提供を確実に進めていく必要があると考えている。6ページでは、今回の支援対象となる世帯が、潜在的な世帯を含めると、最大で約260万世帯という大規模になるのではないかとNHKの推計があることから、情報提供につい

てはテレビや自治体の広報紙等を通じて幅広く情報提供を行うとともに、生活保護受給世帯の方など、集中的な情報提供が可能と思われる世帯に対しては、福祉事務所などの直接接点となるような機関を通じて行うことなど、幅広く取り組む必要があることを提言している。なお、情報提供に際しては、説明資料等を作成する際には、福祉事務所などの関係機関と十分に調整を図ること。可能な限り、複数回行うことが望ましいこと、支援対象世帯にかんがみ、点字や外国語のパンフレット等も用意すべきことなどについては、今回の最終報告で新たに提言している。

○ 7ページでは「申込方法について」の提言を行っている。具体的には、申込時には申込みの意思確認を中心に考え、申込書に記入してもらう項目は、氏名及び連絡先、申込者の世帯に訪問して良いかどうか、そして、住居関係のアンケートなど最低限のものに限るなど、申込みしやすい様式となるように配慮する必要があること。申込書は、原則として直接、支援実施法人に送付することとし、申込者の経済的負担が生じないように、送付用の料金受取人払いの封筒を申込書に添付する等の配慮を行うことを提言している。これに伴い、中間報告段階で用意していた必要事項を網羅的に書いていただく申込書のイメージ（案）を資料1-4-1の申込書の形に簡略化している。あわせてご参照いただきたいと思う。実際にはこれら資料1-4-1、1-4-2のイメージ（案）をベースに関係機関の皆様とさらに細かな点でつめていただくことになるものと考えている。

○ 次に、8ページでは、支援の要件となる地上デジタル放送に未対応であることの担保方法の提言を行っている。具体的には、申込書で申込者の自己申告をしていただくこと、すなわち、地上デジタル放送に未対応であることを誓約いただき、署名や押印を求める方法によること、また、支援に関しては、デジタル受信に対応している機器を持っている世帯であっても、アンテナ等が地上デジタル方法に未対応で視聴できない場合は、屋内アンテナの無償給付またはアンテナ等の無償改修等のみ給付を行うべきであること、これらを提言するとともに、支援する簡易なチューナーについては、特にそのリモコンについて、ボタンの形や配置を押しやすいものとしたり、1台で簡易なチューナーとテレビを同時に操作できる機能を設けるなどの配慮が望ましいとの指摘を行っている。

○ 9ページでは、簡易なチューナーの配布方法を記述している。中間報告段階では、チューナー送付を原則としていたが、これもいろいろな意見があり、最終報告では対象世帯のデジタル放送への移行が、確実なものとなるように支援を行う必要があるという考えから、原則として、支援を実施する全世帯に訪問し、簡易なチューナーの設置を行うこと

が適当であること、プライバシー等の観点から業者の訪問を希望しない世帯については、例外的にチューナーを配送とし、必要に応じ電話対応等を行うこと、これらがより適当であろうとの提言に変更している。また、最終報告では、設置後に簡易なチューナーの使い方が分からなくなってしまった場合の説明ペーパー等を併せて給付するほか、一定期間は電話等で相談ができる支援相談窓口を設置するなど、アフターフォローも考えて実施すべきであるとの指摘も行っている。なお、支援相談窓口には、さまざまな対象世帯からの問い合わせが想定されるので、どのような方にも丁寧な対応が行えるよう特に配慮した研修を実施するなど、適切な人材確保のための取組が必要であることにも言及している。

○ 10 ページでは、既存のアンテナ等の受信設備では地上デジタル方法を受信できない場合に関して、戸別受信、共同受信、CATVなど、それぞれの受信環境に応じた設備の改修等を行うべきことを提言している。具体的には、戸別にアンテナを受信する場合、屋内アンテナの給付、または屋外アンテナの改修が必要なときは、電界強度や受信の安定性等を考慮した上で、戸別の判断が必要であること、次いで、共同受信施設で受信する場合には、改修等に要した経費の中から、支援対象となる世帯の負担割合分の給付が必要であること。CATVで受信する場合には、地上デジタル放送への移行に当たり、改修経費が生じる場合には当該経費の給付等が必要であることを提言している。

○ 11 ページでは、前のページで指摘した共同受信施設の改修経費の給付の必要性を受けて、その具体的な申請方法、給付方法について言及している。具体的には、共同受信施設の改修費の支援は、現物給付を基本とする本支援の例外として、現金による給付を行うことになるので、その申請に当たっては、工事内容に見合った適正な給付とするために、申請者が申請書に共同受信施設の改修経費負担分に係る請求書を添えて申し込むことを基本として、制度設計すべきこと、また、給付においても共同受信施設の設置者に対して給付を行うことを基本として、制度設計をすべきこと。これらについて、提言している。なお、支援の申請に当たっては、中間報告段階では、施設設置者の同意及び施設改修の見積り等の工事関係書類、これらが必須であるとしていたが、最終報告では例外的に他の書類で代替する方法についても検討すべきと言及している。

○ 12 ページについては、中間報告と変更はない。上段では、給付の在り方として、簡易なチューナーの配布が、貸与、レンタルではなく、譲渡によることが適当であること、そして下段では、給付後の対応として、転居、災害等により環境変化があった場合でも、支援の対象でない一般世帯との均衡を考えると、支援は期間中1世帯1回に限定し、再支

援を行わないことが適当であることを提言している。

○ 13ページについては、不正行為、すなわち転売等への対応について言及している。具体的には、8ページでも触れているが、転売目的での受給等を防止するため、申込時に不正行為を行わない旨の誓約書で宣誓いただくとともに、一定期間の処分制限を行い、当該期間内は給付した簡易なチューナーの管理等を図ること。そして、例えば給付を受けた方が身寄りのないまま亡くなった場合など、残念なことであるが、このような場合も想定されるので、その場合には例外的に処分制限が緩和されることなどを検討すべきということを提言している。

○ 14ページについては、今回のアナログ放送終了、デジタル放送への完全移行に向けて、取り組んでいる他の総務省の施策とも十分に連携を取って、支援を行うべきことを提言している。こちらも中間報告段階で言及しているが、連携の対象となることが想定される総務省の他の施策を個別に言及し、個人情報取扱いの問題が生じない範囲で、情報提供や情報共有を行う必要があることなど、より踏み込んだ提言している。

○ 15ページでは、今回の支援に係る実施体制のイメージ図を掲載している。あくまでも現段階、現時点におけるイメージだが、大まかにはこのような体制、このような流れが想定されるのではないかと考えている。

○ その他、参考資料1としてワーキンググループの設置要綱を、参考資料2として構成員の名簿を掲載している。支援対象世帯の拡大に伴い、1月の第4回以降、多くのオブザーバの方々に追加参加をいただいている。きょう、このように最終報告させていただけることに関しては、構成員の委員の皆様方、及びオブザーバの方々の御努力があったからである。また、事務局へも厚く御礼申し上げたいと思う。

最後に、参考であるが、資料1-3に中間報告からの主な変更点をまとめている。併せて御参考にしていただければと思う。

**【村井主査】**

○ 大山座長はじめ、施策の実施方法に関する検討ワーキンググループの皆様にお忙しい中、精力的にご検討いただき、本日このようなボリュームの完成度の高い最終報告を取りまとめていただくことができた。主査として改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

**【長田委員】**

○ 実施時期が平成21年度からで、もうすぐだと思うが、具体的にどう広報がされてい

くのかよく分からない。支援対象がもう既に地デジの対応をしまっている人が対象外になるということなので、タイミングをどのようにお知らせしていくかというのが非常に大切なことなのかと思う。御存知ないまま、4月以降に地デジ対応した人が対象外になってしまうことになるのかどうか、その兼ね合いがよく分からないのでお伺いしたい。

**【武居放送政策課企画官】**

○ このチューナー支援に関しては、制度整備が必要である。財源として電波利用料を使うことを予定しているが、電波利用料の用途に関しては、電波法に法律の規定があり、本支援に当たり、電波利用料を充てるための法律の改正が必要となっている。現在、国会に電波法改正を提出しているところであり、その進捗状況を見ながら、本格的な広報を進めていかなければいけない。現時点においてはこういった支援制度について、予算、政府原案ができていることを前提に、例えば、厚生労働省さんで各県の担当の課長さんを何百人も集めて、いろいろ周知をされるような場に呼んでいただき、支援内容の周知に努めているところである。いずれにしても、先ほども申し上げたように、制度整備を踏まえて対応してまいりたいと考えている。

**【村井主査】**

○ 長田委員のご質問は、今回取りまとめていただいた報告により、生活保護世帯からNHK放送受信料の全額免除世帯に範囲が広がることにより、チューナー支援対象世帯に新たに入ることとなった方たちの点である。法務的な処理が終わってからこの支援対象範囲拡大についての情報提供が始まったため、チューナー支援の情報が行き届く前に自分で地デジの対策をしてしまった支援対象世帯の方々が、後で支援制度の情報を知った場合支援対象になるかどうかというご質問であった。今の武居企画官のお答えは、情報提供は法律の改変ができるよりも前にスムーズにできるだろうというお答えでよいか。

**【武居放送政策課企画官】**

○ 可能な範囲で情報提供するように努めてまいりたい。

**【長田委員】**

○ とにかく努力していただきたいということと、もう一つ、NHK受信料全額免除世帯の要件みたいなものも、併せて広報していただかないと。そういうことを御存知ないままNHKと契約していらっしやらないという方が対象外になっていくわけなので、そこもあわせて一緒に説明してあげていただけると良いと思う。

【村井主査】

○ 可能な限り、早く、正しい情報が伝わると良いというご意見と伺った。

【田胡委員】

○ 似たような質問になるが、これは日程感というのがまさに大事だと思った。情報提供も含め。いつ何を決めて、今後どうするのか。多分、それはワーキングのミッションではないと思うが、今後のスケジュールというか、ここから先どういう段取りで、支援法人を決め、例えば簡易チューナーといっているが、では具体的なスペックは何かといった日程感はいつごろ明示されるのか。法改正が大前提にあるとは思いますが。

【武居放送政策課企画官】

○ 法改正があり、その上で支援実施法人を公募で決める。その上でチューナーの調達という形になってくるので、想定では、実際に法律、制度が整備されて数カ月かかると考えている。実際にチューナーが配り始められるようになるのは、大体、秋以降になるかと考えている。

【村井主査】

○ 非常に完成度の高い、密度の濃い、ご検討の最終報告をまとめていただいたが、長田委員、田胡委員からタイミング感についての御質問があったので、もしよろしければ、先ほど御説明していただいたようなアナウンスの仕方を含め、本日のご意見を踏まえて、必要があるところは多少修正し、あるいは少しわかりやすくしていただき、基本的には本日の最終報告を第6次の中間答申に盛り込んでいく方向になると思うが、それでよろしいか。

(異議なしの声)

それでは、そのように進めさせていただきたいと思う。どうもありがとうございました。

(2) 浅見オブザーバ及び嶋田オブザーバから資料2「都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【浅見オブザーバ】

○ 「都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査」ということで、受信障害対策用共聴施設はいろいろ課題があるということは、この検討会でも何回か出ていると思う。資料2の2ページについて、今回は実態調査というタイトルをつけているが、わりと特定なテーマであり、この「背景」というところを書いているが、2つテーマがあり、1つは、

昨年のアクションプランにも入っている、受信障害対策用共聴施設の改修促進のためにということで、複数建物の影響等による複合的な受信障害について、課題を整理して類型化することが、1つメインのテーマになっている。また、同じく、推進総合対策に出ているが、施設改修の円滑化を図るため、当事者間の合意形成に至るまでの協議の進め方等を整理するというのと、当事者間の協議が難航した場合の相談対応や支援の在り方についてということ、この2つについて、総務省から調査を受託しまして、3月末にまとめるところである。3ページについて、都市共聴をデジタル化改修するというので、課題が多いわけだが、そのプロセスをステップ別に分けたのがここに1から5までである。まずは、デジタル化を改修しようという必要性を当事者が認識すること。当たり前のことではあるが、なかなかこれも難しいということで、例えばビルオーナー、マンションの管理組合、あるいは受信者側が、みずからが当事者だと認識することが一つの課題である。2番目の受信状況調査の実施、これが都市ならではの特徴であり、ご存じのとおり、実は都市の受信障害はデジタル化によって大分少なくなると、ざっくり10分の1になるという話がある。その10分の1のどこまでが見えるようになるのかというものをまず調査して、初めて次の改修のステップに行けるということであるので、障害範囲について受信状況調査、実際に測ったり、あるいはシミュレーション等でデジタルの受信可能範囲をしっかりと把握すること。ただ、複合で障害、ビルが複数あったりするときは、この調査を行うに当たっても、だれが原因者になるか、その辺を明確にして費用負担をやらなくてはいけないという課題がある。

このステップを経て、では改修に行こうというときに3番目で、改修計画の立案・実施の意思決定を行うということで、具体的な対策手法、改修するのかあるいはケーブルテレビに移行するのか等の手法を決めて、対象世帯はどこからどこまでなのか、それから具体的なスケジュールというものを立案して、実施しなければいけない。ただ、マンションの管理組合等の場合、その意思決定にも時間がかかる。実際に今度は受信者側へも説明して協議しなくてはいけないというようなステップを踏んで、いよいよ最後に改修工事に入れるわけであるが、共聴の場合は改修するだけではなくて、アナログが終了した場合に、不要になったエリアの共聴施設も撤去することも重要であるので、そのまま放置しておくと、後々いろいろな事故のもとになるというような課題がある。

4ページについて、複合障害について類型化しようという課題だったので、今回我々は、8つのモデルをつくってみたということで、1の受信障害継続モデルから8のデジタル鉄

塔位置変更による障害モデルがある。一つ一つ解説すると長くなりますので、代表的なものを図示で示して、どういうイメージかというのを見ていただければと思う。

5 ページの上は、ビルが2つあり、当初の原因建物がこの大きいほうの建物で、この青の陰はアナログ障害があり、ここに共同受信設備を作っていたわけだが、その後新しい建物が真ん中にできているというところで、ここで今度はデジタルになったときに、当然デジタルの場合は障害のエリアが減るわけだが、例えばこういうふうな陰になったと。当初の原因物の陰の左側の家は、これは当初の原因の人が何らか補償すべきだというのが常識的にいけるのですが、隣の新建築物のほうの陰の人は、これは新建築物が負担すべきなのか、そうはいつでも当初の前にある原因建造物も、何らかの相関関係があるのではないかという課題が当然出て来るので、それぞれどちらが負担するのか、どのくらい影響しているのかというようなトラブルになりやすい例である。下のほうは、デジタル化による単独障害モデルといい、当初からビルが2つ建っていて、青いビルは電波を反射する関係で反射の障害の原因になっているわけだが、共聴をこの2つのビルで整備したと。今度はデジタルになった場合、陰が随分小さくなるので、下側の薄い緑の陰のところだけが障害が残った、その場合は負担をどちらがやるのかということで、当初2つのビルで共同してつくった経緯があると、片方のビルだけに原因を押しつけることができるのか、その辺のご理解が得られるのか等々いろいろ問題があるのではないかと。

6 ページに行きまして、これは地形も絡んだ状況ということで、当初のビルがあって、アナログ障害のエリアがあって、今度デジタルになって障害が大分減るわけだが、ビルの直下の人は障害が残ってそこは納得できるのでしょうか、これは谷の陰の人でも障害が残った場合に、それはビルが原因なのか、あるいは地形の陰なのかだと言えるのか、地形だけの原因なのかということが立証できるのか等々の問題がある事例である。

というようなモデルを8つほどつくってみたわけだが、実際に幾つか共聴のデジタル化の事例を調べて、こういうモデルと課題を整理したのが、7ページからであり、ここでは3つほど紹介している。7ページの例は、ビルが2つあって、2つの複合の事例であり、Aのマンションが陰になる部分の共聴をつくっている。そして、Bのマンションは、電波の反射があるので、反射の障害のための共聴を持っているということで、こういう場合、まずはどこからどこまでが障害が残るかという調査をやらなくてはいけないわけだが、まだ受信調査という段階に至っていない。至っていない理由として、このAのマンションの立場からいくと、Bのほうにも原因があるし、AとBというビルだけではなくて、当初建

てたころに比べて、周りにはもういっぱいビルができていくということで、そもそも調査は自治体でやってくれというようなことを言っていて、なかなか受信障害調査まで至っていない事例である。

8ページについて、Aのマンションがあり、ここで約1,000世帯のマンションをつくったときに周りに受信障害の共聴をつくったわけである。1,000世帯あって、実際に新しいデジタルになったときの電波の陰はどのくらいかという調査をして、2005年に調べたところ100世帯があるということまでがわかった。ということで、じゃあマンション側は100世帯について、ここは何とかしますけれども、残りの人は自分でアンテナを立てれば見られるので、そこは自分でやってくださいということを言っていたが、実は住民側からは新たにアンテナを立てるのも大変だ、いっそのこと今ある共聴を全部改修して、今共聴にある人全体がそのまま見られるようにしてくれないかというような要望が出ている。そうすると、マンション側は費用の負担が大変かかるので、その場合は住民側で全部やってくださいというようところで協議をしているわけですが、その辺の費用の負担、あるいは住民が全部管理するときはどうしたらいいかというのがまとまっていない事例である。

9ページについて、この場合は既に対策が済んでいる事例であるが、スーパーが2つあって、その周りについて障害があった地区が、アナログの障害があったということで調査したところ、確かにデジタルになっても幾つか障害が残ることがわかった。ということで改修することになったわけだが、総務省の通達の考え方からいくと、本来なら住民側にも費用負担をお願いしなくてはいけないところだが、結果的にこれは、住民がお客さんでもあるので、実は費用負担はしないでスーパー側がやってきたと。結果的にはできたわけだが、そういう費用負担の考え方についてこれでいいのかという問題があった事例である。

最後に、そうした課題を幾つか整理したものが10ページ、11ページであり、ここに書いているとおり、いろいろな各プロセス、プロセスに課題があるわけで、受信者側も施設責任者側も必要性を認識しないと、また、複合障害が生じている場合、だれが、原因側がどの程度かということが確定できないとか、ここにいろいろ入っているとおりである。これを分析した結果、解決する方法としてどういうパターンがあるかということが、きょうの一つの答えで、1つは周知広報をしっかりとやりましょうと。例えばビル管理会社、工事業者等を通じて周知活動をしようということで、ご理解いただけるのではないかとこのころがある。ただ、そうはいつても、いろいろトラブルになってそのまま協議がうまくいか

ないときに、第三者による調停・斡旋の仕組みも考えなくてはいけない課題例が幾つかあるということである。

11ページにその辺を整理してある。例えば受信者との協議がまとまらないといった場合に、第三者の調停・斡旋の仕組みが必要ではないかということだが、これについて、まだ我々も調査しているが、例えばADRとよく言われる、裁判外紛争解決の機関というものをつくる必要があるのかと、そういうのが一つの課題である。実は、このADRというのは、例えば、交通事故では交通事故紛争処理センターとか、弁護士会で仲裁センターとか、民間レベルでの紛争処理手続きというのがあり、そういうものをこの共聴でやる必要があるのかないのか。あるいはそうではなくて通常の裁判手続きでいけるのか、その辺をまだ継続して調査しているので、ある程度まとまったら、またここで報告できると思う。

【村井主査】

○ ご説明いただいたように協議がまとまらない例があり、今までそれを解決するための方法論の中には、ADRのような仕組みというのはあったのか。

【浅見オブザーバ】

○ まだADRというのは存在していないので、結局、話し合いの結果まとまったということである。

【村井主査】

○ 協議がまとまらない際の話し合いの場、もしくは解決のための方法論というのは一様ではなくて、ケース・バイ・ケースで今日まで対応してきているということか。

【浅見オブザーバ】

○ ケース・バイ・ケースである。

【河村委員】

○ 先日来、何回かご質問している新タワーのことであるが、新タワーができると受信障害が激減するというようなことをおっしゃっていた。そうなってくると、このトラブルを解決して、例えばたくさんお金を払わなければいけなかったビルの側があったとして、何カ月か後に、全然受信障害ではなくなった地域とのトラブルとか、そういう混乱は大いに想定できると思うが、要するに新しいタワーからの電波の調査というのは、送信が始まらないとできないわけであり、その辺の混乱というのは、どのようにお考えになっているのか。

【浅見オブザーバ】

○ 新タワーの場合、新タワーと東京タワーの場所の関係が一転しても、東京都内であればかなり電波は強いので、都内であればもともとのタワーでも影響、障害地域はかなり減ると考えており、新タワーができることによって、受信障害対策が大きく変わるということではないと思う。

(3) 関専門委員から資料3「アンテナ工事に関する課題の解決」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

#### 【関委員】

○ 資料3について説明する。全国協の対策部会で、今検討しているところであるので、4月には一定の方向を出して、また委員会にも報告したいと思うが、まだ途中段階であるため、本日は私の委員名ということで資料を出している。この委員会でも、当初先生のほうから、ともかくあらゆる課題は抽出せよというお話もあったので、そういう観点からも、現在検討中であるが、きょうは一応課題をご提示し、さらに検討を続けていくということでご報告したいと思う。

○ デジタル受信機を買ったが、それだけですぐ見られるということではなくて、アンテナに関してはいろいろ課題があるということで、周知広報でもそういう問題はある、アンテナに関して大丈夫かというような広報はしてきているが、今回の調査の中でも世帯普及率49.1%で、その中でも全員デジタル受信機を持っていても見られるのかということでは、やはり何%か見えないところがある。この中には、今の共聴の話とかいろいろなことが含まれているとは思いますが、やはりアンテナを正しい方向に向けていないとかいう問題も含まれているということで、そここのところの調査。それから、特にこのアンテナの問題は、ほんとうにその地域地域に特性があるので、そういうところに対して、今後どういうふうに周知していくかというようなことを検討していこうということで、今、検討中のものがある。

○ 概要は、課題の紹介で、幾つかのアンテナ工事の例があるのですが、1ページのところは、VHFからUHFへの交換ということであり、特にこれは首都圏では数百万世帯と推定のところが、VHFアンテナでアナログ放送を受信し、UHFに対して受からないということで、こういう課題もある。下の図にありますように、現在のVHFアンテナをUHFアンテナに交換していただくか、または同時に、今アナログも見ている状況にあると

想定されるので、その場合はUHFアンテナの追加工事が要るといようなことがある。

2ページにあるのは、受信局所の変更に伴うアンテナの方向調整ということであり、これに関しては、一番後ろに、「アナログ放送中継局に対応するデジタル放送中継局一覧」というペーパーがついている。これはごく一部だが、全国的に現在の各アナログ局に対して、今度デジタルになったら、デジタル局が同じところには必要ないといようなところもある。いろいろケースがあるので、その場合は、現在アナログ局を見ている方向から、対応するデジタル局のほうに向きを変えてもらうということで、参考2にあるような表で、この地区は今度はこちらのデジタル局のほうに向けていただくといようなことで、全部整理したものを既に公表している。この公表に関しては、家電のお店の方とか工事事業者の方々にはご利用していただいているわけだが、このときの調査の結果、書いてあるように、とりあえず対象と想定されるところが、足し算すると約500万世帯ぐらいありそうだといことで、これに関しては、工事に関する地区ごとの周知広報において、アンテナの方向調整を必要とする地区を特定していくことが必要だといことで、それを地区ごとにいかに周知するかということ、これからやっていかなければいけないと考えている。一例として、下の図に多摩局がありますが、多摩局が廃局で東京タワーからとれるという予定になっているので、現在、多摩局のほうに向いているものを、東京タワーのほうに向けてもらう必要がある。

3ページが、ここではアンテナの受信周波数特性の違いによる交換工事ということを挙げている。古いアンテナだと、同じUHFのアンテナでも幾つか、括弧の中に書いてあるが、Lowバンド仕様、Midバンド仕様、Highバンド仕様と3つぐらいになっており、最近のものは全部オールバンドになっているが、この古い仕様のアンテナだと、今回アナログからデジタルに周波数が変わった場合、このバンド仕様の範囲に入らないということになったら、新しいオールバンドの仕様に変えていただく必要があるケースもあるといことが、この3番目の例である。

4ページで、4番目の例として、アンテナ混合器等の工事もあり、アナログ放送を複数のアンテナで多方向受信している場合、干渉問題等があり、混合器にフィルターを入れている例がある。このフィルターを入れていることで、干渉を起こさないように、あるチャンネルは切っていることになるのだが、逆に今回、そのチャンネルがデジタルとして使われると、そのためにデジタルが受信できなくなってしまうといことで、こういう場合は混合器、特にフィルターの交換が必要になってくる。ここでは大きく4例ぐらい、アン

テナ工事に関する、しなければいけないケースを挙げている。

5 ページにあるように、「これまでの取組」としては、放送メディアをはじめとして、いろいろなところでこの必要性は周知してきており、先ほどの局がアナログからデジタルに変わるときに局が変わるといようなことも、既に調査の結果を公表して、お店とかでご利用いただいていることもある。また、2 番目にあるように、テレビ受信向上委員会で「各地域の代表的な受信システム例」を策定して、これもいろいろなところで利用されているということもある。3 番目が、先ほどお話ししたものである。以上のように、全国の家電店等を対象に、地域の受信実態に即したアンテナ工事手法等について、これまでも周知・説明会を実施してきた。

ただ、ここまで来たらということで、6 ページの「現状に対する問題意識」で書いているが、予定より世帯普及率が伸び悩みということで、多分、そういう意味では同じようにアンテナ工事も進んでいないことが危惧される。受信側としても、アンテナ工事に関しては、各地域だけではなくて各家庭ごとに大分変わるわけで、そういうことでは工事費そのものは非常に幅があるので、そういう意味で受信者がアンテナ工事に対して躊躇するケースが多々あると推測される。このまま行ってしまうと、ほんとうに終了間際になって、アンテナも工事しなくてはいけないという話になって、工事待ちの受信者が増加することも起きてくるのではないかと危惧されるので、最後の「今後の課題」に書いてあるように、①として地域の受信実態に即したアンテナ工事手法等の周知広報活動の強化を検討していかなければいけない。それから②として、アンテナ工事手法の簡素化等の検討ということで、今、これを全国協の対策部会で検討している。実際には、この周知広報も、デジサポでの活動も視野に入れて、早めに対応策を検討していきたいと思っている。

**【河村委員】**

○ 6 ページの一番下の「アンテナ工事手法の簡素化」というのは、具体的にはどのようなことか。

**【関委員】**

○ まだ検討中であるので、具体的にこうだというのは。今、詰めているところである。別の場で検討中であるので詳細はまだつかんでいない。

**【大内委員】**

○ 関委員の会合に私も出席しており、これは非常に微妙な言い回しになっているので、私もこだわっているのだが、6 ページ、2 の②「アンテナ工事に対する受信者側の躊躇」

という表現について、要するにここで言わんとすることは、アンテナ工事費について、受信者は工事費がかかる、あるいは工事費が高いため、アンテナ設置を行わないという、非常に難しい言い回しを「躊躇」と表現していると思われる。アンテナ工事は、ご案内のとおり、テレビを買えばテレビという物(ブツ)があるからよく価値が見えるが、アンテナ設置に係わる工事費用は、そのご家庭の受信環境によって異なり一概に言えないのが実態であり、十分な理解がされないのが現状かと思う。この辺の表現、「躊躇する」という意味合いを、もっと表現の仕方があった中で、アンテナ工事費用に対する問題意識をさらに普及させていくという、ここの部分の周知活動は非常に重要ではないかという思いがしている。また、検討の中でも出てくることかと思うが、直接アンテナ工事に携わる私ども小売事業者としては、関係してくることであるので、ご意見を申し上げておきたい。

**【村井主査】**

○ アンテナ工事は大変重要な検討課題である。アンテナ工事については当初から本委員会で話題になっていたことであり、地理の状況によって、結局、どうしても町の電気屋さんにはわからないような問題があるので、そうした問題を検討し、解決策を用意しておくことは大変重要である。それから、いろいろな言い回しがあるだろうが、今の「躊躇」という言葉で表現されていることは、要はコストがかかるということなので、アンテナ工事をどういうタイミングで、どのように普及を進めていくかは、アンテナ工事手法など方法論の技術的な問題と、どのように周知をするかというレベルの問題があるという点が今のご説明の中にあった。

本日ご説明していただいた、VHFのアンテナからUHFのアンテナへの交換と、UHFのアンテナにかかっているフィルターをうまく変えるという話は、わかる人は少ないであろうし、わからなくてもいいと思う。ここで大切なのは、アンテナに何かしら整備をしないと地デジは映らないということは非常に早く伝わっていなければいけないという点だ。そのような一般的な家庭への周知のレベルと、専門的な分析が必要なレベルといった2つの異なるレベルの課題が存在しており、大内委員にご指摘いただいたことにも含まれているかと思うが、アンテナ工事に対する受信者側の躊躇について具体的な対応策や担当についても検討していかなければならない。それから、先ほど関委員にご指摘いただいたように、2011年7月のアナログの停波が迫っている時点においてアンテナの作業が残っているという状況は、少し心配な部分もあるので、今日は現時点におけるアンテナ工事における技術的な対応の調査をご説明いただいたが、デジサポ、それから小売店が大変重要な

役割を果たすかと思うが、アンテナ工事に関してどういう周知方法があつて、どういう課題を解決できるのか、それを解決するときには誰がどういう働きをするのかというようなことを体系的にどこかでまとめていただいた方が良い。

**【長田委員】**

○ この「アンテナ工事に対する受信者側の躊躇」には、つまりデジタルを受信するために私は何を選択するのがベストなのかがよくわからないということも、大きく含まれていると思う。それは、コマーシャルなどを見ていれば、光でも受信できる、ケーブルでも受信できる、アンテナでも受信できる、広報もみんなそうなっていると思う。しかし、私はどの選択がベストなのかというピンポイントの情報提供がどこまで行われるかというのが、この後肅々と進むかどうにかかってくると思うので、関委員のご報告にもあつたが、やはり地域の受信実態に即した情報提供が非常に重要になっていくのだと思う。

**【村井主査】**

○ おっしゃるとおりである。全体で周知できる方法論と、場所や町といった、それぞれの地域ごとでの課題解決のための方法論があるので、それぞれのケースで周知の内容が変わってくる部分がある。だから、それらの方法論がうまく整理されることが大事である。

**【竹中委員】**

○ 今のアンテナの簡素化の話と躊躇の話と関連して、ワンセグの携帯で地デジが結構きれいに入り、それから、このごろデジタルに変えた自動車のテレビもすごくきれいに映る。そういうのを見ていて、地デジのテレビに変えたらもう大げさなアンテナは要らないのだと思っている人が結構周りにいて、私も同様に考えていて、もしそれが間違っているとしたら、例えばそんなふうにいる人たちに、私たちがどう説明をすればよいのかを教えてくださいませんか。

**【村井主査】**

○ 受信障害対策用共聴設備のご説明にもあつたが、地デジになると、ビル陰の難視聴エリアが著しく減るということか。

**【関委員】**

○ 先ほど浅見様がおっしゃっていたが、一応、10分の1ぐらいになるだろうと想定されている。

**【村井主査】**

○ ということは、アンテナが要らなくなるのか。

**【関委員】**

○ はっきり言えばそうである。電波は目に見えないものであるので大丈夫だと簡単には言えないが、例えば都内だったら、アンテナを取ったらそのほうが見えることもある。いろいろなケースがあり、車載とワンセグとは別であるが、今の12セグのいわゆる固定受信に関しても、ほんとうに今のアンテナを向けてというところと状況が違うところは結構あると思う。

**【村井主査】**

○ 私も幾つか経験があるが、室内アンテナで受信できる場合は確かにある。しかし、室内アンテナで受信していると少しものがずれたりした場合、映らなくなったりするので、最初にご説明いただいたような、屋根の上についているような従来と同じようなアンテナをきちんと設置することは、何といても心強くて、安定している。その一方で、室内アンテナのようなオルタナティブもあり得るかを検討していく中に簡易設置は含まれていく。さらに従来屋根の上のアンテナと同等に受信が安定していて、それでいて屋根の上まで登らなくても設置できるというものも、技術的にはあり得るのではないかと思っていた。いずれにせよ、アンテナに対する体系的な方法論の整理と、タイムラインについて、考えておく必要があるので、そのための準備を事務局にお願いした。

**【坂本デジタル放送受信推進室長】**

○ 今、ご質問にあった簡易な受信の関係について、私どもも、非常に電波の強い地域、例えば、東京タワーからすると山の手線内とかいうところだと、当然、場合によっては室内アンテナといったもので受かるだろうという期待もある。それから、つい最近、某メーカーではテレビの中にアンテナを組み込んだものも販売されている。それはカーナビゲーションの受信アンテナと一緒に、ダイバーシティーといってアンテナを2本とか3本使い、いろいろな向きでも受信できるような機能を持ったものである。そういったものとか、屋根の上にアンテナをつけるだけでなく、安く簡便につける方法もあるだろうということも含めて、いろいろ対策手法を検討していきたいと思っている。

○ 先ほど冒頭で、アンテナの簡素化の例でどういうものがあるかというご質問があったが、例えば、これもつい最近であるが、NHKの技術展示会に伺った際、パラボラアンテナとUHFのアンテナを共用する、いわばパラボラアンテナの真ん中に筋を1本、スリットを入れるものがあった。すると、ループアンテナ的になるわけであり、そういったUH

Fとパラボラアンテナを共用するものも技術展示されており、パラボラであれば、例えば東京山手線内のマンション等であれば、ベランダに置けば衛星も見られ、東京タワーに向けなくても電波の強いところであれば、別のビルの反射で全部電波が飛んでくるので、地デジだとしたらゴーストが出ずに受信ができるといった、簡便なそのような方法も含めて、今後あり得るかと思っている。

そういう中で、委員長がご指摘のいろいろな周知広報にしても、そういったところも踏まえた上で周知する。それから、当然にそういうことをご提案すれば安くなる、工期も短くなるというがあるので、一つはそういったところをねらっていきたいと思っている。いろいろな意味では、アンテナの方向を変えないということで、そのためには、場合によっては中継局とかいったところの置局まで考えるところも、検討の課題としては考えている。

- (4) 玉田デジタル放送受信者支援室長から資料4「デジサポの活動状況の報告」について説明があった。また、三田地上放送課企画官から資料5「地上デジタル放送推進に関する最近の取組」について説明があった。

(質疑なし)

- (5) その他の議題としてやり取りは以下のとおり。

**【加藤委員】**

○ ここ最近、追加経済対策ということで、21年度の補正予算でいろいろなことをやると、今日は読売新聞の1面等で、アナログテレビを2万円で買い取るということが出ている。これは出所が総務省ではないので、総務省の方に意見を求める話ではないかもしれないが、全然違うタイミングと方向から、すごく関連が深いことが起こるのは、仕方がないということなのか。もう一つ、私が具体的に懸念するのは、このような報道が買い控えにつながる危惧があって、基本的な考え方としては、「自力でテレビを買い換えたりできる人は買いかえるが、それができない人に対しては補助をする」という考え方でこの検討が進められてきたと思うのだが、だれでもアナログテレビから買いかえたら2万円というのがいきなり出てきたときに、例えばお客様から「これ本当なんですか？いつからですか？」と聞かれたときには、どう答えたらいいのか、どういうふうを考えているのか、可能な範囲で教えていただきたい。

【三田地上放送課企画官】

○ 最近、幾つか経済対策の関係で地デジの記事が出ているが、読売新聞の場合は公明党の案だったかと思う。我々としては基本的には、今与党においても経済対策を検討されているところと理解しており、まだ政府として正式にお話を伺っている状況ではないので、そのようなお話を実際にいただいた段階で、どうしたらいいのかを検討していくのかと思っている。そういう意味では、まだ今は、党においていろいろとご検討されている段階で、政府としてはそれに対しコメントをする立場ではないということであり、よろしくお願ひしたい。

【村井主査】 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

以上